

地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪はびきの医療センター
建設工事条件付一般競争入札実施細則

第1 総則

(目的)

- 1 この実施細則は、大阪はびきの医療センターが発注する工事について地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪はびきの医療センター建設工事条件付一般競争入札実施要領に基づいて、入札参加資格の決定に関する事項を定めるほか、必要な事項を定める。

(用語の定義)

- 2 用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 一般工事 次表左欄の工事種別をいう。
- 二 専門工事 次表中欄の工事種別をいう。
- 三 特殊工事 次表右欄の工事種別をいう。

○工事種別

一般工事	専門工事	特殊工事
建築工事 電気設備工事 機械設備工事(※) 土木工事 舗装工事	撤去工事(階上解体除く) 造園工事 防水工事(改修工事に限る。) 塗装工事(改修工事に限る。) アスベスト対策工事 消防施設工事 電障対策工事、テレビ共聴設備工事(以下、「電障工事」という。) 電気通信工事 昇降機設備工事	撤去工事(階上解体) その他特殊工事 (上記以外の特殊工事をいう。)

(※)機械設備工事とは、空調設備工事、衛生設備工事又はその両方を含むものをいう。

- 四 随意契約による工事 地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程第 19 条第1項各号に規定する随意契約による工事をいう。
- 五 府内業者 大阪府内に建設業法第3条第1項の許可に係る営業所(主たる営業所に限る。)を有する者をいう。(大阪府内に主たる営業所を有しない者は「府外業者」という。)
- 六 同時に公告する工事 公告日が同一の工事をいう。
- 七 同時期に公告する工事 公告日が異なり、公告日から開札までの期間の一部が重複する場合に、事務局長に諮った上で指定する工事をいう。
- 八 同時に開札する工事 開札日が同一の工事をいう。
- 九 受注 公告する工事の落札者となることをいう。
- 十 重複参加 同時又は同時期に公告する複数の工事に、複数の入札書を提出することをいう。(ただし、いかなる企業形態であっても、同一工事に重複して入札書を提出することはできない。)
- 十一 重複受注 重複参加し、複数の工事の落札者となることをいう。
- 十二 共同企業体 特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)をいう。

第2 全般的な留意事項

(工事種別と工事金額に応じた等級区分)

- 1 一般工事における工事種別と工事金額に応じた等級の区分は別表1を基本とする。
- 2 専門工事における工事種別と工事金額に応じた区分評点は別表2を基本とする。

(入札に参加可能な企業形態)

- 3 一般工事に入札参加可能な等級及び企業形態は、別表3-1から3-4を基本とする。ただし、対象工事の難易度を考慮し、大阪はびきの医療センター利用者が安全かつ支障なく施設を利用するため、細やかな配慮を要する工事を実施する場合は、工事金額に応じた等級より上位の等級とすることができる。なお、工事金額に応じた等級より上位の等級とすることができる案件は事務局長に諮った上で決定する。
- 4 専門工事に入札参加可能な企業形態は、単体企業及び組合(昇降機設備工事を除く。)とする。ただし、対象工事の難易度を考慮し、大阪はびきの医療センター利用者が安全かつ支障なく施設を利用するため、細やかな配慮を要する工事を実施する場合は、工事金額に応じた区分評点を100点以上加算することができる。なお、工事金額に応じた区分評点を加算する場合は、事務局長に諮った上で決定する。
- 5 特殊工事(その他特殊工事は除く。)に入札参加可能な等級及び企業形態は、工事金額に応じた等級以上の単体企業、及び工事金額に応じた等級以上の組み合わせ(別表3-1)の特定JVとする。
- 6 特殊工事(その他特殊工事に限る。)に入札参加可能な等級は工事金額に応じた等級以上とし、企業形態については工事の特殊性に応じて事務局長に諮った上で決定する。

(建設業の許可の区分)

- 7 工事に入札参加する者は、工事金額及び工事種別に応じ、次表のと通りの建設業の許可を有するものとする。

工事種別(工事内容)		工事金額(税込み)	
		特定建設業又は一般建設業の許可	特定建設業の許可
(1)	建築工事、撤去工事(階上解体)、アスベスト対策工事	1億円未満	1億円以上
(2)	土木工事、舗装工事、撤去工事(階上解体除く)、造園工事、防水工事(改修工事に限る。)、塗装工事(改修工事に限る。)、その他特殊工事	9千万円未満	9千万円以上
(3)	電気設備工事、機械設備工事、電障対策工事、テレビ共聴設備工事、電気通信工事、消防施設工事	1億3千万円未満	1億3千万円以上
(4)	昇降機設備工事	全て	

(配置技術者)

- 8 入札参加する者が配置すべき技術者の条件については以下のとおりとする。
 - 一 特定建設業又は一般建設業の許可を有することを入札参加資格とする工事にあつては、当該工事における建設工事の種類に応じた監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)を配置できること。なお、監理技術者等は、直接的かつ恒常的雇用関係が確認できる者に限る。
 - 二 特定建設業の許可を有することを入札参加資格とする工事にあつては、監理技術者を配置できるこ

と。

三 共同企業体で入札参加する場合は、代表構成員が監理技術者を、他の構成員が監理技術者等を配置できること。なお、共同企業体で配置する監理技術者等は工事種別に応じた国家資格取得者に限る。

四 建設業法により専任の監理技術者等を必要とする工事については、配置技術者等は契約工期の初日において他の工事に従事していないことが確認できる者に限る。

(工事实績等)

9 入札参加資格として認める工事实績は、以下に定めるほか、大阪はびきの医療センター工事实績条件取扱基準の規定を基本とする。

一 当該工事と同種又は類似の工事を元請けとして施工した工事实績とする。

ただし、電気設備工事又は機械設備工事においては、建築元請業者からの一次下請負業者としての工事实績も可とする。

二 共同企業体で入札参加する場合は、代表構成員が元請けとして施工した工事实績とする。なお、共同企業体で受注した工事を実績とする場合は、その構成比率が 20%以上の実績でなければならない。

三 組合で入札参加する場合は、組合又は組合の組合員のいずれかが元請けとして施工した工事实績とする。

10 その他、工事の内容に応じて大阪はびきの医療センター工事实績条件取扱基準の規定以外に工事实績等を求めることができる。

(低入札価格調査制度の対象工事)

11 低入札価格調査制度を採用する工事は、原則として次表のとおりとする。また、総合評価落札方式を適用する工事については、低入札価格調査制度を採用する。ただし、同表に該当する工事であっても、対象工事が技術的工夫の余地が皆無で、過度な低価格競争による品質低下や安全対策が疎かになることが懸念されるとして事務局長が認める場合は、15 項に定める制度の工事とすることができる。

12 次表の建設工事の種類のうち、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、消防施設工事、電気通信工事及び機械器具設置工事(ただし、昇降機設備工事を除く)には失格基準価格を設定する。

大阪府建設工事 入札参加登録業種	工事種別 (工事内容)	工事金額(税込み)
土木一式工事	土木工事	3億5千万円以上
建築一式工事	建築工事	6億円以上
	撤去工事(階上解体)	
電気工事	電気設備工事	2億円以上
管工事	機械設備工事	
消防施設工事	消防施設工事	
電気通信工事	電気通信工事	
機械器具設置工事	機械器具設置工事	
	昇降機設備工事	全て

13 低入札価格調査制度を採用する工事の予定価格、低入札価格調査基準価格及び失格基準価格については、入札結果と併せて開札後に公表(以下「事後公表」という。)する。ただし、談合等による不正な入札の抑止、予定価格等の漏洩による不正行為を防止するなど、入札・契約に係る透明性を確保する必要があると事務局長が認めた場合は、予定価格、低入札価格調査基準価格及び失格基準価格を事前公表とすることができる。

14 低入札価格調査における失格判断基準等については別に定める。

(最低制限価格制度の対象工事)

15 第2の第11項に定める以外の工事及び同項ただし書きにより事務局長が認める工事は、最低制限価格制度を採用する。

16 最低制限価格制度を採用する工事の予定価格及び最低制限価格は、入札結果と併せて事後公表とする。ただし、談合等による不正な入札の抑止、予定価格等の漏洩による不正行為を防止するなど、入札・契約に係る透明性を確保する必要があると事務局長が認めた場合は、予定価格及び最低制限価格を事前公表とすることができる。

(同一工事への入札参加制限)

17 同一工事において、単体企業、共同企業体の構成員、組合の組合員のいかなる形態にあっても重複参加できない。

第3 一般工事における留意事項

(入札に参加可能な者の営業所の所在地)

1 一般工事の入札に参加可能な者の営業所の所在地は、大阪府内全域とする。

(重複参加)

2 同時又は同時期に公告する複数の一般工事に重複参加できるものとする。(ただし、いかなる企業形態であっても、同一工事に重複して入札書を提出することはできない。)

(重複受注)

3 重複受注できる者は、それぞれの工事に異なる監理技術者等を配置できる者とする。ただし、専任性を求めない場合を除く。また、同時に開札する複数の工事に重複参加した場合は、開札順位の早い工事から落札者を決定する。なお、開札順位の早い工事の落札者となった場合は、その者が提出したその他の工事の入札書は、異なる監理技術者等を配置できない場合は無効とする。

第4 専門工事における留意事項

(入札参加可能な者の営業所の所在地)

1 専門工事の入札に参加可能な者の営業所の所在地は、大阪府内全域とする。

(重複参加及び重複受注)

- 2 同時又は同時期に公告する複数の専門工事について、重複参加できる。(ただし、いかなる企業形態であっても、同一工事に重複して入札書を提出することはできない。)
- 3 いかなる企業形態であっても、同時又は同時期に公告する複数の専門工事について、重複受注できない。ただし、昇降機設備工事については、この限りでない。
- 4 重複受注を不可とする工事に、重複参加した場合は、開札順位の早い工事から落札者の決定を行うものとする。なお、開札順位の早い工事の落札者となった場合は、その者が提出したその他の工事の入札書は無効とする。
- 5 重複受注を可能とする工事において重複受注できる者は、それぞれの工事に異なる監理技術者等を配置できる者とする。ただし、専任性を求めない場合を除く。また、同時に開札する複数の工事に重複参加した場合は、開札順位の早い工事から落札者を決定する。なお、開札順位の早い工事の落札者となった場合は、その者が提出したその他の工事の入札書は、異なる監理技術者等を配置できない場合は無効とする。

第5 専門工事と専門工事以外の工事を同時に公告する場合の留意事項

(重複参加及び重複受注)

- 1 同時又は同時期に公告する専門工事と専門工事以外の工事については、重複参加し、重複受注することができる。(ただし、いかなる企業形態であっても、同一工事に重複して入札書を提出することはできない。)
- 2 重複受注を可能とする工事において重複受注できる者は、それぞれの工事に異なる監理技術者等を配置できる者とする。ただし、専任性を求めない場合を除く。また、同時に開札する複数の工事に重複参加した場合は、開札順位の早い工事から落札者を決定する。なお、開札順位の早い工事の落札者となった場合は、その者が提出したその他の工事の入札書は、異なる監理技術者等を配置できない場合は無効とする。

第6 特殊工事における留意事項

(入札参加可能な者の営業所の所在地)

- 1 特殊工事の入札に参加可能な者の営業所の所在地は、大阪府内全域とする。

(受注実績による入札参加制限)

- 2 当該年度において、特殊工事(随意契約による工事を含む。)を受注した実績のある者に対して、特殊工事への入札参加を制限しない。

(重複参加及び重複受注)

- 3 同時又は同時期に公告する複数の特殊工事について、重複参加し、重複受注することができる。(ただし、いかなる企業形態であっても、同一工事に重複して入札書を提出することはできない。)
- 4 重複受注できる者は、それぞれの工事に異なる監理技術者等を配置できる者とする。ただし、専任性を

求めない場合を除く。また、同時に開札する複数の特殊工事に重複参加した場合は、開札順位の早い工事から落札者を決定する。なお、開札順位の早い工事の落札者となった場合は、その者が提出したその他の工事の入札書は、異なる監理技術者等を配置できない場合は無効とする。

第7 一般工事と特殊工事を同時に公告する場合の留意事項

(重複参加及び重複受注)

- 1 同時又は同時期に公告する一般工事と特殊工事については、重複参加し、重複受注することができる。
(ただし、いかなる企業形態であっても、同一工事に重複して入札書を提出することはできない。)
- 2 重複受注できる者は、それぞれの工事に異なる監理技術者等を配置できる者とする。ただし、専任性を求めない場合を除く。また、同時に開札する一般工事と特殊工事に重複参加した場合は、開札順位の早い工事から落札者を決定する。なお、開札順位の早い工事の落札者となった場合は、その者が提出したその他の工事の入札書は、異なる監理技術者等を配置できない場合は無効とする。

第8 入札取り止め案件の再公告

(入札取り止め案件の再公告)

入札取り止めとなった案件の再公告については、事務局長決裁を経て、入札参加要件等を緩和することができる。

第9 その他

(その他)

- 1 この実施細則と入札公告が相違する場合は、入札公告を優先する。
- 2 この実施細則に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、事務局長が決定する。

附 則

(施行期日等)

この実施細則は、令和6年 10 月 1 日から施行する。

○一般工事における工事金額に応じた等級区分(別表1)

(1) 建築工事

等級 工事金額(税込み)	AA	A	B	C	D
15億円以上	○				
8億円以上 15億円未満	○	○			
6億円以上 8億円未満	○	○			
1億8千万円以上 6億円未満	○	○	○		
5千万円以上 1億8千万円未満	○	○	○	○	
5千万円未満	○	○	○	○	○

(2) 電気設備工事・機械設備工事

等級 工事金額(税込み)	A	B	C	D
2億円以上	○			
5千万円以上 2億円未満	○	○		
2千万円以上 5千万円未満	○	○	○	
2千万円未満	○	○	○	○

(3) 土木工事

等級 工事金額(税込み)	AA	A	B	C	D
13億5千万円以上	○				
3億5千万円以上 13億5千万円未満	○	○			
9千万円以上 3億5千万円未満	○	○	○		
2千万円以上 9千万円未満	○	○	○	○	
2千万円未満	○	○	○	○	○

(4) 舗装工事

等級 工事金額(税込み)	A	B	C
2千5百万円以上	○		
1千万円以上 2千5百万円未満	○	○	
1千万円未満	○	○	○

○専門工事(昇降機設備工事は除く)における工事金額に応じた区分評点の区分(別表2)

区分評点 工事金額(税込み)	840点以上	840点未満 760点以上	760点未満 690点以上	690点未満
1億5千万円以上	○			
1億5千万円未満	○	○		
7千万円未満	○	○	○	
3千万円未満	○	○	○	○

○工事金額別の入札参加可能等級及び企業形態(別表3-1)

(建築工事等)

工事金額(税込み)	入札可能な等級及び組み合わせ	
	単体企業(※1)	特定JV
15億円以上～ 特例政令(※2)対象金額未満	AA	AA+A A+A
8億円以上 ～ 15億円未満	AA A以上	AA+A A+A
6億円以上 ～ 8億円未満	A以上	A+B
1億8千万円以上 ～ 6億円未満	B以上	————
5千万円以上 ～ 1億8千万円未満	C以上	————
5千万円未満	D以上	————

(注)※1 組合を含む。

※2 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)

○工事金額別の入札参加可能等級及び企業形態(別表3-2)

(電気設備工事・機械設備工事)

工事金額(税込み)	入札参加可能な等級及び組み合わせ	
	単体企業(※1)	特定JV
4億円以上～ 特例政令(※2)対象金額未満	A	A+A
2億円以上 ～ 4億円未満	A	————
5千万円以上 ～ 2億円未満	B以上	————
2千万円以上 ～ 5千万円未満	C以上	————
2千万円未満	D以上	————

(注)※1 組合を含む。

※2 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)

○工事金額別の入札参加可能等級及び企業形態(別表3-3)

(土木工事)

工事金額(税込み)	入札可能な等級及び組み合わせ	
	単体企業(※1)	特定JV
13億5千万円以上 ～特例政令(※2)対象金額未満	AA	AA+A A+A
3億5千万円以上 ～ 13億5千万円未満	A以上	A+A A+B
9千万円以上 ～ 3億5千万円未満	B以上	————
2千万円以上 ～ 9千万円未満	C以上	————
2千万円未満	D以上	————

(注)※1 組合を含む。

※2 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)

○工事金額別の入札参加可能等級及び企業形態(別表3-4)

(舗装工事)

工事金額(税込み)	入札可能な等級及び組み合わせ
	単体企業(※1)
2千5百万円以上～	A
1千万円以上 ～ 2千5百万円未満	B以上
1千万円未満	C以上

(注)※1 組合を含む。